事 務 連 絡 令和3年3月29日

四日市市上下水道局 指定給水装置工事事業者 様

四日市市上下水道局 お客様センター所長

「給水装置工事申込書等」の押印廃止について(通知)

平素は、本市水道事業にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年4月1日から、四日市市上下水道局における申請書等の押印の取り扱いの特例に関する規程が施行されます。これにより、給水装置工事申込書の申込者、申込者代理人、利害関係人の同意など、これまで押印を求めていましたが、**署名の場合、押印が不要になります**。ただし、ワープロ文字、ゴム印等による記名及び、訂正箇所には、これまで通り、押印が必要になります。

また、給水装置工事設計図、完成検査報告書、指定給水装置工事事業者指定申請書、指定事項変更届出書についても同様の扱いになります。

なお、<u>署名とは、本人の自筆によるもの</u>であり、虚偽の申込で問題が 生じた場合は、指定給水装置工事事業者の責任になりますので、十分注 意してください。

> <事務担当> 四日市市上下水道局 お客様センター 給水審査係 電話 059-354-8363 FAX 059-354-8375